

平成29年 労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 9〕 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険の保険関係が成立している事業の事業主は、当該事業を廃止したときは、当該事業に係る保険関係廃止届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない、この保険関係廃止届が受理された日の翌日に、当該事業に係る労働保険の保険関係が消滅する。
- B 労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。
- C 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、労災保険の任意加入の申請をしなければならない、この申請をしないときは、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。
- D 労働保険の保険関係が成立している事業の法人事業主は、その代表取締役に変動があった場合には、その氏名について変更届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。
- E 労働保険の保険関係が成立している暫定任意適用事業の事業主は、その保険関係の消滅の申請を行うことができるが、労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業で、その申請要件に違いはない。